



## 郷土歴史資料館 だより



### 展示資料紹介「ドウコ・お釜・鏡板」

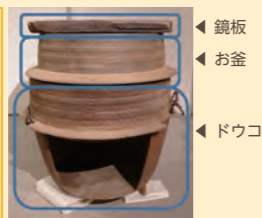
現在開催中の「新収蔵品展 平成30年度～令和2年度」の展示資料の中から「ドウコ・お釜・鏡板」を紹介します。これらは食物を煮炊きしたり、蒸したりする道具です。煮炊きするときは、ドウコの焚口に薪をくべて、釜で湯を沸かします。蒸すときは、お釜の上に鏡板を置き、その上に蒸籠を乗せます。鏡板の中央の穴から蒸気が出て、蒸籠の中の食物が蒸されるしくみです。

福井県嶺北地域では煮炊きは囲炉裏で行われることが多く、ドウコのような移動式の竈を必要に応じて使用していました。寄贈していただいた家では、戦前から平成の初め頃まで年末に餅つきをする際、餅米を蒸すのに使っていたとのことです。

### 新春特別陳列

新収蔵品展の中期（令和3年1月5日～）と並行して、四季農耕図屏風や金津奉行を輩出した平本家の家系図を展示します。

と き 令和3年1月5日（火）～2月28日（日）



### 令和2年度 第1回ふるさと講座「石碑の見方」

石碑は、その内容を後世に伝える目的で建てられるものですが、なぜなじみの薄い漢文で書かれているケースが多いのでしょうか。日本全国の寺社、史跡、街道脇など、今も漢文で書かれた石碑を見ることができ、これら石碑の多くは、明治時代半ばから戦前までのもので、あわら市内に残る石碑も例外ではありません。

今回、石碑が漢文で書かれている理由をご紹介しますとともに、石碑の形式や碑文でよく見られる用語についても解説します。

講演者 林 淳（郷土歴史資料館学芸員）

と き 令和3年1月24日（日）13時30分～14時30分

ところ 金津本陣 IKOSSA 3階大ホール

参加費 無料

定員 30人（事前申し込み）

申込み 郷土歴史資料館 ☎ 73-5158



▲阿部精翁之寿碑（下八日区総持寺）

郷土歴史資料館（金津本陣 IKOSSA 2階）

休館日 月曜日・第四木曜日（祝日の場合はその翌日）

開館時間 9時30分～18時（最終入館17時30分）

問合せ ☎ 73-5158 FAX 73-1038 ✉ maibun@city.awara.lg.jp

## 宝くじ助成で整備しました



一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として地域のコミュニティ活動や、安全な地域づくりなどに対してさまざまな助成事業を実施しています。今回その助成を受け、井江葎地域防災会が防災資機材の整備を行い、北潟西区がコミュニティセンターの建て替えを行いました。

井江葎地域防災会では、防災訓練などでこれらの資機材を活用し、さらなる自主防災活動の強化に努めていくことにしています。また、北潟西区では総会や役員会のほか、各種行事や老人会、青壮年会などの区内団体のイベントに活用し、さらなる地区の活性化を図ることにしています。

問合せ 防災資機材の整備について 総務課 防災安全対策室 ☎ 73-8040  
コミュニティセンターについて 総務課 行政G ☎ 73-8004



▲ 防災資機材整備（井江葎区）



▲ コミュニティーセンター建て替え（北潟西区）

## 税務課からのお知らせ

問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

### 法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および申告の手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

また、eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能です。

なお、太陽光発電システム（住宅用で10kw未満は除く）も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

申告方法 昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

申告期限 令和3年2月1日（月）

### 【業種】償却資産の例

【共通】パソコン、ルームエアコン、駐車場舗装、看板など	【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、プレス機など
【加工・修理業】旋盤、プレス機、溶接機、測定機器など	【農業】ビニールハウス、選別機、乾燥機など
【小売・飲食業】レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】医療機器、歯科ユニット、検査装置など
【建設業】建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】客室備品、厨房機器、庭園など
【理容・美容業】理容・美容椅子、パーマ機、鏡など	【不動産賃貸業】外灯、カーポート、外構工事など

## 家屋の新築・増築・取り壊しをした皆さんへ

市では、令和2年1月2日から令和3年1月1日までの家屋（住宅・店舗・車庫・倉庫など）の異動について、調査・整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、令和3年2月1日までに税務課資産税グループにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

- 令和2年中に家屋を取り壊した人
- 令和2年中に家屋を新築・増築した人

法務局（登記所）で「新（増）築登記」や「滅失登記」をした人、すでに固定資産税に関する家屋調査を終えた人は除きます。

※ 固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人に課税されます。

## 軽自動車などの変更手続きは、3月までに行いましょう

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して課税されます。既に廃車した、他の人に譲った、住所に変更があった場合には、手続きが必要です。手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更後の住所に届かなかつたりする場合があります。

登録事項に変更がある場合は、3月末までに所定の窓口にて手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんので、4月2日以降に届出をしても、その年度の税金は戻りません。

手続きに必要な書類などは、各窓口にお問い合わせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車 あわら市役所税務課市民税G ☎ 73-8011

軽三輪車、軽四輪車、被けん引車 軽自動車検査協会福井事務所 ☎ 050-3816-1774

軽二輪（125cc超～250cc以下）、二輪の小型自動車 中部運輸局福井運輸支局 ☎ 050-5540-2057